

香川県恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月22日

香川県知事 真 銅 武 紀

香川県条例第33号

香川県恩給条例の一部を改正する条例

香川県恩給条例（昭和29年香川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(恩給権の譲渡、担保の禁止) 第13条 恩給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することはできない。ただし、 <u>株式会社日本政策金融公庫</u> 又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。 2 略	(恩給権の譲渡、担保の禁止) 第13条 恩給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することはできない。ただし、 <u>国民生活金融公庫</u> 又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。 2 略

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。